

改善報告書

令和7年7月28日

1. 大学名：帝塚山学院大学

2. 認証評価実施年度：令和6年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○3月下旬に実施している一部の入試合否判定を決定後、教授会に報告のみしている点について、学長が教授会に意見を聴いているとはいえないため、「帝塚山学院大学教授会規程」の定めのとおり適切に運営するよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

本学では、「帝塚山学院大学及び帝塚山学院大学大学院入学試験実施規程」に基づき、「合否判定案作成会議」にて合否判定案を策定したのち教授会の意見を聴取することとされていたが、一部入試においてスケジュールの関係上教授会には事後報告となっていた。

令和7年7月1日付で「帝塚山学院大学入学試験合格者判定会議規程」の策定及び「帝塚山学院大学教授会規程」の改正を行い、「入学試験合格者判定会議」を学校教育法施行規則第143条第2項に基づく教授会の代議員会と位置付け、合否判定プロセスの整備を完了した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

- ・帝塚山学院大学入学試験合格者判定会議規程（令和7年7月1日施行）
- ・帝塚山学院大学教授会規程（令和7年7月1日施行）
- ・令和7年6月16日開催大学評議会議事録
- ・令和7年6月25日開催教授会記録